



今年も年度更新の時期がやってまいりました。5月下旬頃に、労働局から各事業所へ説明書類を含む申告書類一式が送られ、毎年6月1日から7月10日までに申告が必要です。今回は、毎年行なっている年度更新について、あらためてご紹介したいと思います。

そもそも年度更新とは・・・

年度更新とは、1年間の労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料を申告・納付する手続きのことを言います。毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし計算することになっており、その額は労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算出します。労働保険は年度ごとに概算で保険料を納付し、年度末(3月31日)に賃金総額が確定したあとに精算します。

それに伴い、事業主は下記2点の手続きが必要となります。

- ① 前年度に納付した概算保険料を精算するための確定保険料の申告・納付
 - ② 新年度の概算保険料を納付するための申告・納付
- ※本年度は6月3日(月)から7月10日(水)までの間に行わなければなりません。

労働保険の種類

次に年度更新の対象となる労働保険についてですが、労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

従業員を雇って事業をする場合には、一部の例外を除いて必ず加入が義務付けられています。会社役員や個人事業主は一定の要件を満たす場合のみ加入が認められています。

■労災保険

労働者に労働災害（通勤災害を含む）が生じた場合に、厚生労働省からの認定を受け保険金が支給される保険です。

労災保険は事業主と同居している親族や役員などを除く全ての従業員が加入し、労災保険料は全額会社負担となっています。

■雇用保険

失業した際の失業保険料や、雇用のための教育訓練に使われる費用、広域での就職活動に支給される費用等に充てられます。

雇用保険は雇用保険対象の従業員（被保険者）が加入し、雇用保険料は従業員（個人）と事業主（会社）で負担します。従業員分を給与から天引きし、事業主が事業主負担分と合わせて毎年年度更新時に納付しています。

【満64歳以上の高年齢免除者】

保険年度の初日（4月1日）に満64歳になっている労働者（雇用保険加入者）については、雇用保険料が個人負担分も会社負担分も免除

(0円)されます。

※2020年の4月1日より高年齢免除制度は廃止され、満64歳以上の労働者も雇用保険料が控除されるようになります。

2019年度の保険料率

保険料を算出するにあたって、賃金額にかける今年度の保険料率は、昨年度と変更ありません。労災保険料率は、業種によって料率が異なります。ただし、同じ業種であっても、メリット制が適用されている会社は、また異なります。

＜労災保険のメリット制＞

事業の種類が同じでも、会社によって労災事故の多い会社と少ない会社があります。同じ事業というだけで労災保険料率を同じにするのは公平ではないため、労災事故が多い会社については労災保険の保険料負担を重く、事故が少ない会社は保険料負担を軽減することになっています。これを労災保険のメリット制といいます。

■2019年度の雇用保険料率

業種	労働者負担	事業主負担	雇用保険料
A	3 / 1,000	6 / 1,000	9 / 1,000
B	4 / 1,000	7 / 1,000	11 / 1,000
C	4 / 1,000	8 / 1,000	12 / 1,000

※A：一般の事業

※B：農林水産・清酒製造の事業

※C：建設の事業

■2019年度の一般拠出金

一般拠出金	0.02 / 1,000
-------	--------------

※一般拠出金とは、石綿(アスベスト)による健康被害者の救済費用に充てるための拠出金。全額会社負担。

日・中社会保障協定は9月より発効

2019年5月16日、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われました。これにより、この協定は2019年9月1日に効力を生ずることになります。日本年金機構は、協定に基づき中国の年金制度への加入が免除されるために必要な書類である「適用証明書」の交付申請を、協定発効日の1カ月前（2019年8月1日）より受け付ける予定としています。

※ただし、適用証明書は協定発効日（2019年9月1日）以降に順次発送する予定とのこと。

中国への海外派遣者のいる事業所様は、今から確認、準備をしておくことをお勧めします。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
Tel: (03) 6831-3310